

議案第27号

三朝町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例

三朝町被災者住宅再建支援事業助成条例(平成13年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">三朝町被災者住宅再建支援条例</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>自然災害</u> 自然現象(被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する自然現象をいう。以下同じ。)により生ずる被害のうち、<u>次のいずれかに該当するものであって、町長が指定したものをいう。</u></p> <p>ア <u>鳥取県内で 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの</u></p> <p>イ <u>世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は町の著しい財政悪化を招くおそれがあるもの</u></p> <p>(2) <u>全壊世帯</u> 自然災害(自然災害のうち法第 2 条第 2 号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>当該自然災害によりその居住する住宅(発生日の前日にその所有者、所有者の 3 親等以内の親族その他これに準ずるものとして町長が別に定める者が生活の本拠としていたもの)に限る。以下「居宅」という。)が全壊</u></p>	<p style="text-align: center;">三朝町被災者住宅再建支援<u>事業助成</u>条例</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、「<u>自然災害</u>」とは、<u>暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により鳥取県内で 10 戸以上の住宅が全壊したもその他被災地域の崩壊を招くとともに、町の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので、町長が指定したものをいう。</u></p>

した世帯

イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(3) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯(前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)をいう。

(4) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの(前2号に掲げる世帯を除く。)をいう。

(支援金の交付)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。)を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主(発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。

(支援金の交付)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の第1欄に掲げる事業に対する同表の第5欄に掲げる交付額以下とする。

別表(第3条及び第4条関係)

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	交付額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	3年	全壊世帯	2年	300万円(単数世帯については、225万円)
(2) 全壊世帯の居宅の補修(当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。)				200万円(単数世帯については、150万円)
(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。)の建設又は購入	3年	大規模半壊世帯	2年	250万円(単数世帯については、187万5千円)
(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修				150万円(単数世帯については、112万5千円)

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業に対する同表の右欄に掲げる交付額以下とする。

別表(第3条及び第4条関係)

被災者住宅再建事業	交付対象者	交付額
(1) 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として町長が別に定める者(以下「所有者等」という。)が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。)その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(町内におけるものに限る。)	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約(所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあっては、着手とする。以下同じ。)をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)

(5) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、町長が別に定める事業	町長が別に定める期間	町長が別に定める世帯	町長が別に定める期間	町長が別に定める額

備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。

(2) 全壊住宅等の改築又は増築(全壊住宅等(当該全壊住宅等と同一の敷地内に存する別棟の浴室及び便所を含む。)の延べ面積の5割以上に相当する部分を立て替える場合に限る。)	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等の改築又は増築(発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
(3) 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅(以下「破損住宅等」という。)の補修のうち町長が別に定めるもの	破損住宅等の所有者	破損住宅等の補修(発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費(破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。)のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額(当該経費が50万円以下である場合にあっては、当該経費に10分の10を乗じて得た額)

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、町長が別に定める事業	町長が別に定める者	町長が別に定める額
------------------------------------	-----------	-----------

附 則  
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。